

## 別紙

### 入札価格（工事費）内訳書の取扱いについて

#### 1 対象工事

入札により発注する全ての工事

#### 2 対象工事である旨の通知

制限付き一般競争入札及び公募型指名競争入札にあつては公告により提出を指示し、通常指名競争入札にあつては、指名通知書により提出を指示する。

#### 3 内容及び書式

##### (1) 内容

入札価格の内訳を表示したもの

##### (2) 書式

- ・ 要領等で指定する様式
- ・ 執行機関が別途指定する書式
- ・ 入札参加者の独自様式（執行機関が指定する様式等と同一内容の入札価格（工事費）内訳を記載したもので、執行機関が承諾したもの）  
なお、書式については下記方法により提供する。
- ・ P P I
- ・ 公告、入札説明書等
- ・ 指名通知書に添付

#### 4 提出について

工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。  
また、入札後 12 か月以内に、執行機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。

（5 は執行機関のみ通知）

#### 6 入札価格（工事費）内訳書の確認事項

- ・ 入札書の入札金額と入札価格（工事費）内訳書の工事価格計の照合
- ・ 入札価格（工事費）内訳金額の未記入
- ・ 工事名、商号又は名称、住所

#### 7 確認後の入札価格（工事費）内訳書の取扱い

確認後の入札価格（工事費）内訳書の取扱いは以下のとおり行う。

- (1) 入札価格（工事費）内訳書が未提出又不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当する場合について、建設工事競争契約入札心得の規定により、無効の入札として取り扱うものとする。

また、入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類であり、提出した入札価格（工事費）内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

ただし、別表２項クに該当する場合で、入札参加者の責に帰すことが明白な場合以外は、発注機関は改めて内訳書の提出を求めることができる。

なお、軽微な誤字、脱字等がある場合は、建設工事等競争契約入札心得の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

- (2) 入札価格（工事費）内訳書の確認により、談合の疑義があると認められる場合は、「談合疑義事実処理マニュアル」により対応すること。

<疑義があると認められる例>

- ① 他の業者の内訳書が添付されたもの
- ② 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
- ③ その他談合が推測される記載等があるもの

附 則

この取扱いは平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは平成 27 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行う案件から施行する。

別表

		内 容	例 示
1 記載すべき事項に誤りがある場合	ア	住所、商号又は名称に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の住所が入札書の住所と著しく異なる場合</li> <li>・内訳書の商号が入札書の商号と著しく異なる場合</li> <li>※住所、商号等に軽微な誤字、脱字がある場合は除く</li> </ul>
	イ	工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の工事名が入札書の工事名と著しく異なる場合</li> <li>※工事名に軽微な誤字、脱字がある場合は除く</li> </ul>
	ウ	内訳書の工事価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合（ただし、低入札価格調査に係る案件は当該実施要領により取り扱う。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の工事価格が端数処理の範囲（入札価格の概ね5%以内）を超えて入札金額と異なる場合</li> </ul>
	エ	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の中に計算間違いがある場合</li> <li>・工事原価と一般管理費等の計が工事価格と一致しない場合</li> <li>※合計の不一致が軽微な端数処理程度の場合は除く</li> </ul>
2 未提出であると認められる場合	ア	内訳書の重要な項目（商号又は名称、工事名、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li> <li>・工事名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li> <li>・内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li> </ul>
	イ	内訳書とは無関係な書類である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類が内訳書以外の書類等の場合</li> </ul>
	ウ	他の工事の内訳書である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された内訳書が別工事（他事務所や市町発注の工事等）の場合</li> </ul>
	エ	白紙である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類が白紙の場合</li> </ul>
	オ	要領や執行機関が指定する内訳書と異なる場合や入札参加者の独自様式で執行機関の承諾がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要領等で指定する内訳書が示す記載事項がない場合</li> <li>・独自様式の場合で執行機関の承認のない内訳書である場合</li> </ul>
	カ	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書が全く提出されていない場合</li> <li>・内訳書の一部分が欠落している場合</li> <li>・内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合</li> </ul>
	キ	内訳書が特定できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の内訳書の提出があり、特定できない場合</li> </ul>
	ク	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合（上記の場合で入札者の責に帰さない場合で改めて内訳書の提出を求めたが提出のない場合を含む）</li> </ul>

<参考>

様式第〇号 用紙（日本工業規格A4判縦型）

入札価格（工事費）内訳書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

1 入札番号

2 工事名

3 工事場所

4 入札価格（工事費）内訳

〇〇〇〇	円	(1)
〇〇〇〇	円	(2)
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
〇〇〇〇	円	
直接工事費 計	円	
共通仮設費	円	
純工事費 計	円	
現場管理費	円	
工事原価 計	円	
一般管理費	円	
工事価格 計	円	